

聖隷ヘルパーステーション横須賀 重要事項説明書

(訪問介護)

訪問介護サービスの提供に関し、あなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

１、事業者

法人名	社会福祉法人 聖隷福祉事業団
法人所在地	静岡県浜松市中央区元城町 218 番地 26
代表者氏名	理事長 青 木 善 治
電話番号・FAX	電話 053(413)3300 FAX 053(413)3314

２、事業所の概要

事業所の種類	指定訪問介護
事業所の名称	聖隷ヘルパーステーション横須賀
所在地	〒238-0313 神奈川県横須賀市武三丁目39番1号
開設年月日	平成12年8月1日
電話番号・FAX	電話 046(855)0873 FAX 046(857)8768
管理者氏名	所長 村 上 理 恵
介護保険事業者番号	1471900991
指定年月日	平成12年8月1日
サービス提供する通常の実施地域	横須賀市・三浦市・葉山町
併設サービス事業所	介護老人福祉施設横須賀愛光園・介護老人福祉施設横須賀愛光園ユニット型・横須賀愛光園短期入所事業・横須賀愛光園デイサービスセンター・西第二地域包括支援センター・聖隷ケアプランセンター横須賀・聖隷訪問看護ステーション横須賀・聖隷看護小規模多機能横須賀

３、営業日及び営業時間

営業日及び営業時間	月曜日から金曜日〔祝日を除く〕 午前８時３０分から午後５時 ただし、１２月２９日から１月３日までを除く
提供時間帯	月曜日から日曜日 午前８時３０分から午後５時 (上記以外の時間は、ご相談に応じます)

４、職員の概要（主に従事たる職員）

職 種
管 理 者（介護福祉士） 村上 理恵
介護福祉士 11 人 実務者研修修了者 1 人、初任者研修修了者 10 人

５、ヘルパーステーションの概要

１）事業の目的

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者に対し、入浴、排せつ、食事の介護、その他の生活全般にわたるサービスの提供を行うことを目的としています。

２）運営方針

ご自宅で安心して暮らせる訪問介護サービスを提供します。

３）介護サービスの内容

（１）提供するサービスは以下のとおりです。

身体介護	1) 起床介助 2) 就寝介助 3) 排泄介助 4) 整容 5) 食事 6) 衣類の着脱 7) 清拭 8) 入浴 9) 服薬管理 10) 体位交換 11) 通院介助 12) 外出援助 13) その他
生活援助	このサービスを利用できる方は、一人暮らしの方・利用者の家族等が障害や疾病がある方や、そうでなくても同様のやむを得ない事情により家事が困難な場合となっています。 1) 調理 2) 洗濯 3) 掃除 4) 買い物 5) 薬受け取り 6) 衣類の整理 7) その他

①訪問介護計画を作成し、説明して利用者にお渡しします。

②サービスの提供に用いる器具類については、安全・衛生に常に注意を払い使用します。

③金融機関での入出金サービスは原則として実施していません。

(2) 医療行為は実施できません。

但し、喀痰吸引等研修修了者に関しては、痰の吸引、胃管からの食事の注入を行うことができます。

(3) 保険給付として適当でないサービス内容は、別紙①になります。

(4) ご本人不在のサービスは行っていないので、必ず事前にご連絡下さい。

4) 記録

訪問介護計画に従ったサービスの実施状況及び評価を記録します。

5) 居宅サービス計画等の変更の援助

サービスの実施状況を居宅介護支援事業者に報告する等の連絡やサービスの調整に努めます。

6) 他事業所との連携

いくつかの事業所よりサービスを受けている場合は、必要に応じて連絡を取りながらサービスの提供をいたします。

7) 訪問介護員等の変更について

訪問介護員等の変更を申し出ることができます。これを拒む正当な理由が無い限り事業所は変更に応じます。

8) 緊急時の対応について

事業所は緊急時の対応について、あらかじめ利用者又はその家族の意向を確認しておくものとします。事業所の従業者は、訪問介護の提供中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、利用者又は身元引受人に同意の上、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講じます。

6、利用料金

別紙②に定めます。

7、苦情申し立て

申し立て先	内容 別紙約款10条の内容に関する事。
	受付時間：平日午前8時30分から午後5時 聖隷ヘルパーステーション横須賀 電話 046（855）0873 管理者 所長 村上理恵

* その他の申し立て先 *

- ・横須賀市 介護保険課

電話 046（822）8253

- ・三浦市 保健福祉部 高齢介護課

電話 046（882）1111

- ・葉山町 福祉環境部 福祉課 介護保険係

電話 046（876）1111

- ・神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護苦情相談係

電話 045（329）3447

8、第三者評価

実施無し

9、衛生管理

- 1) 指定訪問介護に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。
- 2) 指定訪問介護に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

10、従業員の研修

事業所は、訪問介護員等の質的向上を図る為、職場内研修と職場外研修の機会を用意する。

11、秘密の保持

- 1) 従業員は業務上知り得た利用者又は身元引受人の秘密を保持する。
- 2) 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又は身元引受人の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 3) 事業所は、指定訪問介護に関する記録を整備し、そのサービスを完結した日から5年間保存するものとする。
- 4) この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人聖隷福祉事業団と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

12、身元引受人

身元引受人をご指定下さい。身元引受人の主な責任は以下の通りです。

尚、身元引受人は、民法（債権人）に定める連帯保証人としての責務を負います。

①重要事項説明書の各条項のほか、以下の各項目に従い債務を保証

- 1) 連帯保証人は、利用者と連帯して本契約から生じる利用者の債務を負担するものとする。
- 2) 前項の連帯保証人の負担は、極度 60 万円を限度とする。
- 3) 連帯保証人の請求があったときは、事業者は連帯保証人に対し、遅延なく利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

②面談、その他ご利用者に関して必要と思われる事項

※身元引受人が役割を果たせなくなった場合には、あらたな身元引受人を立てていただきます。

13、利用者の留意点

1) 訪問スケジュールの変更について

利用者の都合で予定されたサービスを変更する場合は、できるだけ早めにご連絡下さい。事情によっては、ご希望に応じることができない場合があります。

2) キャンセル料について

(1) キャンセルの場合は、前日 17 時までにご連絡下さい。

(2) これ以降のキャンセルについては、キャンセル料を頂きます。

(3) 利用者の容態が急変するなど緊急でやむを得ない事情がある場合には、その限りではありません。

3) 訪問時のもてなしの辞退

訪問時に職員に対する贈り物や飲食のもてなしはご遠慮いたします。

(附則)

平成24年10月1日改定

平成25年11月1日改定

平成 26 年 4 月 1 日改定

平成 27 年 4 月 1 日改定

平成28年9月1日改定（事業所名称変更）

平成 29 年 8 月 1 日改定（管理者変更）

平成30年4月1日改定（介護報酬改定）

令和元年 10 月 1 日改定

令和2年4月1日改定（一部訂正）

令和3年4月1日改定（理事長変更）

令和5年4月1日改定（管理者変更）

令和6年1月1日改定（法人所在地変更）

重要事項を説明し、内容の同意を受け、文書を交付しました。

説明日 令和 年 月 日

名 称 聖隷ヘルパーステーション横須賀

説明者 印

保険給付として適当でないサービス（生活援助に含まれない行為） 別紙①

- 1、商品の販売や農作業等の生業の援助的な行為
- 2、直接本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為

1 「直接本人の援助」に該当しない行為

- 1) 主として家族の便利に供する行為又は家族が行う事が適当であると判断される行為

- ①利用者以外のものに係る洗濯、調理、買物、布団干し
- ②主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- ③来客の応接（お茶・食事の手配等）
- ④自家用車の洗車・清掃

＊同居の家族等がある場合には、家族等の障害・病気等の理由により家族等が家事援助を行うことが困難であることが訪問介護費の算定の条件となる。

2 「日常生活の援助」に該当しない行為

- 1) 訪問介護員等が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

- ①草むしり
- ②花木の水やり
- ③犬の散歩等、ペットの世話等

- 2) 日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- ①家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- ②大掃除、窓ガラス磨き、床のワックス掛け
- ③室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- ④植木の剪定等の園芸
- ⑤正月、節句等のために特別な手間をかけて行う料理等

利用料金表（利用者負担額）

別紙②

身体介護	単位数	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
身体01 (20分未満)	163	1,766	177	354	530
身体1 (20分以上30分未満)	244	2,644	265	529	794
身体2 (30分以上1時間未満)	387	4,195	420	839	1,259
身体3 (1時間以上1時間半未満)	567	6,146	615	1,230	1,844
生活援助	単位数	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
生活2 (20分以上45分未満)	179	1,940	194	388	582
生活3 (45分以上)	220	2,384	239	477	716
キャンセル料	1,000円				

【利用者負担算出方法】

地域単価（10.84）×単位数＝〇〇円（1円未満切り捨て）

（例）1割の場合：〇〇円－（〇〇円×0.9（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

負担割合に応じた額

※ 地域単価は事業所の所在地に基づき、横須賀市「4級地」10.84円です。

※ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）

総単位数の24.5%に相当する単位数が加算されます。

※ 特定事業所加算を算定する場合は下記の通りとなります。

（Ⅰ）所定単位数の20%を加算 （Ⅱ）所定単位数の10%を加算

（Ⅲ）所定単位数の10%を加算 （Ⅳ）所定単位数の3%を加算

（Ⅴ）所定単位数の3%を加算

※ 初回加算 200単位／月（2,168円／月）〔1割217円 2割434円 3割651円〕

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が、初回もしくは初回訪問の属する月に、自ら訪問介護を行った場合、又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合。

※ 緊急時訪問介護加算 100 単位／回（1,084 円／回）〔1 割 109 円 2 割 217 円 3 割 326 円〕

利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を緊急に行なった場合。

※ 生活機能向上連携加算（Ⅰ）100 単位／月（1,084 円／月）〔1 割 109 円 2 割 217 円 3 割 326 円〕

- ・ 訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数 200 床未満のものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、サービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成（変更）すること
- ・ 当該理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場において、または ICT を活用した動画等により、利用者の状況を把握した上で、助言を行うことを定期的に行うこと

※ 生活機能向上連携加算（Ⅱ）200 単位／月（2,168 円／月）〔1 割 217 円 2 割 434 円 3 割 651 円〕

- ・ 利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーション（指定居宅サービス基準第 75 条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）、指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス基準第 110 条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該訪問介護計画に基づく指定訪問介護を行ったときは、初回の当該指定訪問介護が行われた日の属する月以降 3 月の間、1 月につき所定単位数を加算する。

※ 同一建物減算 1 〔10%／月減算〕

- ・ 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者に訪問する場合。
- ・ 上記以外の範囲に所在する建物に居住する利用者（当該建物に居住する利用者の人数が 1 月あたり 20 人以上の場合）に訪問する場合

※ 同一建物減算 2 〔15%／月減算〕

事業所を同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者（当該建物に居住する利用者の人数が 1 月あたり 50 人以上の場合）訪問する場合。

※ 業務継続計画未実施減算 〔所定単位数の 100 分の 3 に相当する単位数を減算〕

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するための、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方も業務継続計画が未策定も場合、基本報酬を減算する。

※高齢者虐待防止措置未実施減算 [所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算]

虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ・虐待の防止のための指針を整備すること。
- ・従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施すること。
- ・上記の措置を適切に実施する為の担当者を置くこと。

(1) 当事業所の訪問介護の提供に際し負担する利用料金は、原則として介護保険法に基づき、負担割合証に応じた

(2) 額となります。

(2) 基本料金に対して、早朝(午前6時から8時)、夜間(午後6時から10時)は25%加算深夜(午後10時から午前6時)は50%加算となります。

(3) 一定の条件の下に2人の訪問介護員が1人の利用者の訪問介護を行った時は、2人分の金額となります。

(4) 交通費は、当事業所の通常のサービス実施地域以外にお住まいの方は実費で頂きます。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を頂きます。

通常のサービス実施地域を越えた地点から、利用者宅までの往復距離×55円(税込み)

／Km

(5) その他の費用について

①訪問介護を提供するにあたって、利用者宅で利用する水道、ガス、電気等の費用は負担して頂きます。

②タクシーやバス等で一緒に出掛ける場合は、訪問介護員等の交通費は利用者の負担となります。

③介護に関することで事務所への連絡が必要となった場合は、利用者宅の電話をお借りすることがあります。

平成 27 年 4 月 1 日 改定
平成 27 年 8 月 1 日 改定
平成 28 年 12 月 1 日 改定
平成 29 年 3 月 1 日 改定
平成 29 年 4 月 1 日 改定
平成 30 年 4 月 1 日 改定（介護報酬改正）
令和元年 10 月 1 日 改定（消費税の引き上げに伴う報酬改定（単位改定））
令和 3 年 4 月 1 日 改定（介護報酬改定・交通費・キャンセル連絡時間訂正）
令和 4 年 10 月 1 日 改定（介護職員等ベースアップ等支援加算）
令和 6 年 4 月 1 日 改定（介護報酬改定）
令和 6 年 6 月 1 日 改定（介護職員等処遇改善加算）